



戦前の県庁文書



写真に写っている簿冊は、第二次世界大戦前に作成された広島県庁文書である。表紙に「三部制」「郡制」「貴族院」など現在では廃止されている制度に関わる用語が記されている。「蚕業取締所」も今日存在しない機関であるし、そもそも養蚕業自体がほとんど過去のものとなってしまった。表紙を見るだけで、戦前期、広島県の特定の業務に関わって作成された文書であることを感じさせてくれる。

広島県庁は原爆投下により倒潰・焼失し、庁内に保管されていた文書は灰燼に帰した。しかし、疎開などにより原爆の難を逃れた文書もあった。写真の行政文書もそのため現存しているものである。

大戦末期、広島県は空襲に備え、重要文書の疎開を行った。疎開先は高田郡吉田町（現安芸高田市）の高田地方事務所、トラックで何度も運んだというから、相当大量の文書を移動したものとみられる。また、佐伯郡地御前村（現廿日市市）の教員保養所にも疎開したとされる。このほか、県庁付近の防空壕や地下に埋設していた。

県庁各課も広島市内各所に疎開しており、文書も同時に移動させていた。疎開先も原爆で壊滅的被害にあったが、安芸高等女学校（打越町）と広島県盲学校（尾長町）は焼失を免れた。

こうしたことから、相当量の文書が原爆の難を逃れ、戦後の県庁事務に使用されることとなった。しかし、その後文書の現用性が失われたことや庁舎の移転にもなつて多くの文書が廃棄された。そのため、現在確認できる戦前期の県庁文書は、一〇〇〇冊に満たない。当館が収蔵する行政文書一八七冊と県議会事務局文書六九六冊、文書法制室が管理する八一冊である。それ以外に、各室や地方機関にも現存するとみられるが、当館の把握するかぎりではわずかである。

なお、県庁文書をはじめとする広島市域における文書・記録の疎開について、当館職員による研究として、数野文明「原爆とアーカイブズ」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第一号（二〇〇五年三月）がある。

（安藤福平）

甦る広島法律学校

文書館・図書館が所蔵する新聞紙・統計資料から復元

弁護士（広島弁護士会所属） 増田 修

一 忘れられた広島法律学校

近年、広島法律学校の実態は忘却の彼方にある。『法曹百年史』（一九六九年、七〇三頁）の中で、当時の広島弁護士会長伊藤仁は、明治初期に広島法律学校があったというが、内容には言及していない。最近では、広島弁護士の間でも、広島法律学校の名を知る者は少ない。

『広島弁護士会史』は、内容は戦後編であって、戦前編は編纂の予定もない。

しかも、広島弁護士会が保有していた、第二次世界大戦前の広島における代言人組合・弁護士会、およびその組合員・会員についての資料は、原爆により焼失し、『会員名簿 第四号』（昭和十三年三月改一冊と、田上諸蔵著『法曹閑話』（私家版・一九三七年）が残っているだけである。

次に、昭和四十三（一九六八）年四月から編纂が始まった『広島県史』では、わずかに、『広島県史』年表（五〇一頁・五二八頁）の中で、明治十九（一八八六）年二月十四日に「大山剛、私立広島法律学校を開設」、明治二十九（一九一六）年八月三十一日に「広島法律学校廃校」と記載されているに過ぎない。

更に、『広島市学校教育史』（一九四頁）でも、広島法律学校は、明治二十五（一

八九二）年度の『広島県学年報』までは「各種学校」に入れられていたが、明治二十六（一八九三）年度から明治二十九（一八九六）年度までの『広島県学年報』では「専門学校」に分類されていると指摘しているに止まる。

〔注〕『広島県史』年表（五〇一頁）には、「大山剛、私立広島法律学校を開設」とあるが、大山剛が設立した学校名は「広島法学校」であり、『広島法律学校』ではない（『芸備日報』明治十九年一月十三日、二月十日、二月十六日）。

二 復元した広島法律学校

そこで、筆者は、広島法律学校の実態を復元しようと試み、今般、それを達成することができた。その概要を提示すると、次のようになる。

広島法律学校は、明治二十（一八八七）年三月、広島代言人組合の代言人達が広島区大手町三丁目（明治二十五年四月、大手町七丁目に移転）に設立し、約九年半に渉って存続した、三年制の「法律実務家の養成機関」である。そこでは、主として広島控訴院・広島始審裁判所（明治二十三年十一月一日、広島地方裁判所と改称）に在勤する司法官（判事・検事、司法官試補）が、講師となつて生徒を教えた。その生徒の中から、代言人試験に合格して、代言人・弁護士（明治二十六

年五月一日、代言人から弁護士へ移行）となり活動した者（九名確認）や、判事検事登用試験に合格して司法官となった者（二名確認）がいる。その外、執達吏・裁判所書記になった者もいるという。

広島法律学校が設立されたのは、広島控訴院長堤正己から、広島組合代言人に話が あつたことに始まる。それに応じて、広島代言人組合の代言人達は、松山廣居、山中正雄、岡崎仁三郎を創立委員に選んで設立に当たり、明治二十（一八八七）年三月二十七日開校した。

広島法律学校の当初の校主には、当時の代言人組合会長原田東三郎が就任し（校主は、間もなく松山廣居となった）、代言人組合員の殆どは、維持・運営に責任を持つ校員となった。しかし、明治二十三（一八九〇）年五月に組織を改革し、松山廣居、岡崎仁三郎、天野確郎、香川齋、岡謙藏、高野一歩、河端守綱、白根淳六、藤本直治郎、山内吉郎兵衛、平田卓爾、高木尉太郎、安倍萬太郎、林十之助、渡邊又三郎ら十六名の校員が、広島法律学校を受持つことになり、山中正雄、原田東三郎、玉木市兵衛、山口武衛門、宮原毎太郎、高田似壘、奥本數奇男、石井道の八名は、同年五月十五日を以て同校と関係を絶つた。

広島法律学校は、代言人達が学校を維持・運営するための経費・労力を負担し、講師達は無給で生徒を教えていたように、法曹（裁判官・検察官・弁護士）三者の協力によつて存立していた。しかし、司法省指定学校（明治二十六年十二月十四日司法省告示第九十一号）になれず、卒業しても判事検事登用試験の受験

芸備日日新聞に掲載された広島法律学校設立の広告

資格を取得できないため、生徒数が減少し、明治二十九（一八九六）年八月三十一日、終に廃校するに至った。

（注）広島における法律学校の開設は、広島法律学校が初めてではない。明治十二年十月、木原章六が法律私学校「講法館」を設立したが、嚆矢である（『広島県史』近代1、五七八頁）。しかし、一年くらいしか続かなかった。次に、明治十九年二月、代言人大山剛が広島法学校を設立し、同年九月、代言人野平儀が広島明法館の中に法学講習所を開設しているが、活動した記録はない。また、尾道法律学校は、尾道組合代言人達が、明治二十二年三月設立し、同年四月一日に開講したが『広島県史』年表五〇八頁、その後の消息は不明である。

三 広島法律学校の復元方法

『広島県史』年表に見える広島法律学校の開校・廃校の記述は、『芸備日報』・『芸備日日新聞』が出典として示されている。

そこで、『広島新聞』（明治十年十一月）同十三年四月、興風社発行）、『芸備日報』（第一号・明治十九年一月三十日）第七〇〇号・明治二十一年六月三十日）、『芸備日日新聞』（第七〇一号・明治二十一年七月一日）第三三三四号・明治二十九年九月一日）に掲載された、広島法律学校に関する記事・広告を収集した。

次に、『広島県統計書』（明治十四年）同二十九年、『広島県学事年報』（明治十四年）同十七年・明治二十四年）同二十九年、『文部省第七）第二十四年報明

治十二年）同二十九年』に掲載された、広島法律学校に関する統計資料を採集した。

そして、それらの資料を、広島法律学校を中心に「広島法律学校沿革誌 附、講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校」という題名で編集し、解題を附して、『修道法学』に発表した（広島修道大学『修道法学』第二十八巻第一号、二〇〇五年八月刊行予定）。

（注）『広島新聞』（興風社発行）は、国立国会図書館が所蔵しているが、広島県立文書館にも多少ある。『芸備日報』・『芸備日日新聞』は、呉市中央図書館（沢原氏寄託）で閲覧できる。広島県立文書館には、明治二十七年九月十六日以降の『芸備日日新聞』のコピー版がある。『広島県統計書』・『広島県学事年報』は、広島県立文書館が所蔵している。『文部省年報』は、芳文閣出版部による復刻版が出ている。

1 『芸備日報』・『芸備日日新聞』

広島法律学校の沿革を復元するに当たっては、主として『芸備日報』・『芸備日日新聞』に掲載された、広島法律学校に関する記事・広告を編年体で序列して構成した。

広島法律学校に関する、それらの記事は、同校に特に注目して系統的に特集したものではない。記者がその時々に関心に任せて、報道したものである。広告も、広島法律学校が、その時々必要に応じて、生徒募集のために宣伝したり、生徒に休暇明けの開校日を告知するため等に掲載したものである。いずれも、広島法律学校の一時期の一

断片の記録でしかない。しかし、約九年半にわたる断片的な記事・広告を編年体と並べて見ると、設立の経緯、運営状況とその変遷、講師とその交替、講義題目とその変化、法律討論会の状況、試験内容、生徒の成績や生活、卒業生の氏名、代言人試験の合格者、年間行事、廃校理由などの断片が沿革誌としてまとまりを見せ、断片をかなり失ったジグソーパズルを復元するように、広島法律学校の全体像が浮かび上がってくる。

2 『広島県統計書』・『広島県学事年報』

『広島県統計書』に収載された広島法律学校の教員数・生徒数・卒業生数を一覧表にすると、その規模や盛衰を見るのが可能となる。そして、『広島県統計書』・『広島県学事年報』に記録された広島法律学校に関する統計項目・記述（授業料、歳費、設備の程度など）が加わることにより、更に正確な学校像を把握できた。

①『広島県統計書』には、毎年、「公私立各種学校教員生徒」（明治二十八年・同二十九年は「公私立諸学校」と題す

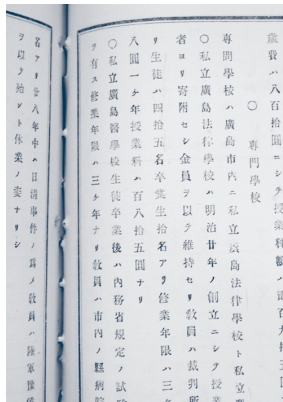
る、統計表が収録されている。その内、広島法律学校の教員・生徒・卒業生徒数に関する部分を抜き書きすると、次の通りである。

明治年代	教員数	生徒数	卒業生徒数
二十	八名	一〇八名	
二十一	八	一二〇	
二十二	二	七六	
二十三	一一	六八	一五名
二十四	九	五六	八
二十五	一〇	五四	
二十六	一四	六八	
二十七	一三	四八	
二十八	一三	四五	一〇

明治二十九（一八九六）年の『広島県統計書』には、広島法律学校は現れない。しかし、『芸備日日新聞』の記事から、明治二十九（一八九六）年には、生徒が三十名となり、その中で八月末に卒業の可能性がある三年生は四名である。

②『広島県学事年報』（明治二十四年・同二十五年）に収録された広島法律学校に関する記録項目は、『広島県統計書明治二十四年・同二十五年』とほぼ同じである。

明治二十六（一八九三）年の『広島県学事年報』以降、広島法律学校が、「各種学校」から「専門学校」へと取扱いが変わったのは、明治二十三（一八九〇）年から同二十五（一八九二）年にかけて毎年、代言人試験の合格者を出したからであろう。



『広島学事年報』（明治28年分）の広島法律学校に関する記載部分

【収蔵文書の紹介】

竹島浅吉氏収蔵文書

竹島浅吉（一九〇八―二〇〇三）は広島市生まれ。昭和七年（一九三二）に広島瓦斯電機株式会社（現広島電鉄株式会社）に入社した。戦後は同社の観光部長などを勤め、昭和四十六年に広電役員を退いた。昭和三十四年から広島県文化財協会役員としても活躍、その活動企画・運営に尽力し、文化バスを創案して、県民への文化財教育普及に貢献した。また、広島交通史や宇品港に関する郷土史家としても著名で、『明治の広島を走った日本最初のバス―近代広島交通史』（一九六九）、『宇品築港物語』（溪水社、一九九五）という著作がある。昭和五十九年度には第四回広島県文化財協会表彰を受けている。

「竹島浅吉氏収蔵文書」は二度に分けて当館に寄託・寄贈された。

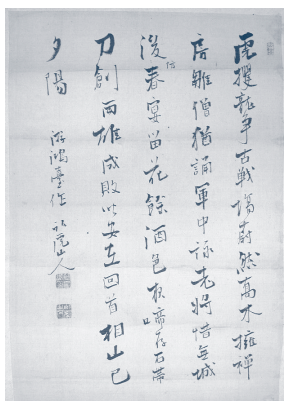


写真1 坂井虎山の書

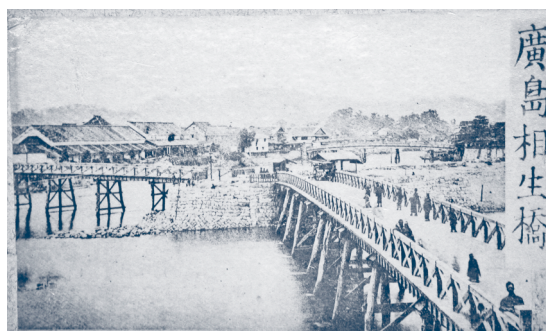


写真2 広島相生橋

最初の寄託は平成八年（一九九六）三月であった。竹島氏が広島宇品の自宅から東京へ転住されるに当たり、「坂井虎山の書」（写真1）を含む広島所縁の文書画類四二点の寄託を受けた。これらは、竹島氏の約四十年間にわたる広島電鉄在職時代、各地へ出張した際に、骨董屋や古書店で購入したものである。虎山のほかに、頼杏坪・梅庵・聿庵・支峯、多賀庵風律、山県二承、飯田篤老、香川南浜、沢三石、金子霜山、加藤棕廬、宇都宮龍山・黙霖などがある。

竹島浅吉氏は平成十五年十一月に亡くなった。享年九五歳。十六年五月にご遺族から連絡をいただき、寄託の書画を改めてご寄贈いただくとともに、広島交通史に関する写真や文献、計一四一点を

ご寄贈いただいた。次にそのなかから数点を紹介する。

写真2は広島相生橋の古写真である。相生橋は市内有志によって明治十一年（一八七八）七月に落成、開通した。当初は、中島の慈仙寺鼻を結節点とする元安川と本川を渡る東西二つの橋で、V字型をしていた。「銭取橋」と呼ばれ、明治二十七年に広島市に管理が移る前までは有料であった。この写真にもそれらしい番小屋が見える。さて、竹島氏はこの写真を明治十四～十五年ごろと推測している。それは、明治十六年までに建築された細工町の料理店、五階楼が写真の左手に見えないためで、「この写真は、あるいは広島で一番古いかもしれません」と説明を加えている。なお、これと同時に、同アングルの写真が宮内庁書陵部にも所蔵されている。

写真3は、広島最初の自転車屋鳥飼繁



写真3 広島最初の自動オールツモビル（左）と自動自転車（運転手が鳥飼）

三郎の店舗である。竹島氏の著書によれば、広島で最初にオートバイを組み立てた柴義彦が得たガソリンエンジンの理解を友人鳥飼に伝え、その知人瀬川貞吉が、日本に四輪自動車が渡来した直後の明治三十四年に、四人乗りの自動車「オールツモビル」を購入したという。竹島氏はこれが後の横川・可部間を走った日本最初のバスにつながったと考える。

写真4のバスの車体には「広島乗合自動車株式会社」の文字が見える。この会社は郊外路線より遅れ、昭和三年（一九二八）に始めて市内バスを走らせた。個人が収集した多種多様な資料は、住宅事情の変化や、遺族の理解が得られないなどの理由によって失われる可能性が高い。今回はご遺族の御厚志によって、広島にとつてかけがえのない資料が、利用できるようになったことを感謝したい。

（西村 晃）



写真4 広島乗合自動車株式会社の運転手と車掌

文書館のしごと⑧

行政文書補完事業

文書館の行政文書は戦前期のものが圧倒的に少ないため、過去の文書を補完・復元する作業を続けています。これを「行政文書補完事業」と呼んでいます。

広島県庁は明治九年（一八七六）十二月に広島城下小町の国泰寺境内にあった仮庁舎（広島城二の丸が兵営となり明治六年に城内から国泰寺へ移転）が炎上し、藩から引き継いだ文書や県政初期の文書を焼失しました。また、原爆投下により水主町の県庁舎が全壊全焼し、戦前期行



明治30年代の「上司往復書」と同10年代の「郡役所諸達」（山野村役場文書）

政文書の多くを失いました。

昭和四十三年（一九六八）四月から始まった広島県史編さん事業では、官公庁や市町村所蔵資料の調査に重点が置かれ、国や市町村の文書に残る県の上申書や通達類などが積極的に収集されました。その作業は、県史編さん資料を引継いだ県立文書館でも継続され、平成三年度から、県行政文書百年の空白を補う「行政文書補完事業」として新たに位置づけられ、現在に至っています。

その事業の成果として、「町村役場文書通達類件名目録」1及び2（明治二十二年～昭和二十七年）があります。これは、広島県や郡役所が町村へ通達した文書を比較的良好に残している役場文書



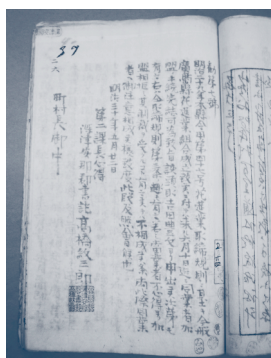
補完事業による成果（目録と複製資料）の一部

（県内では山野村や狩小川村、戸坂村、大林村など）を利用してマイクロ化して紙焼き製本し、一件ごとに目録化したものです。総件数は三万四三三四件、一年分は五三六件になります。

たとえば、「移民」「移住」「渡航」「殖民」の語を含む通達類は、四一四件に達します。形式的な情報ですが移民県広島への施策と変遷を知ることができます。

そのほかに国立公文書館所蔵の「太政類典」「公文録」「公文類聚」「公文雑纂」など国の公文書には、県の進達・上申書類や国の指令などが多く含まれ、失われた県庁文書の欠を補うことができます。

また防衛庁防衛研究所所蔵の陸軍省公文書「大日記」類（写真は「壺大日記」）や明治天皇への上奏資料である「千代田史料」には軍都広島形成に関する資料が数多く含まれています。これらもマイクロ化して紙焼き製本し、利用に供しています。（数野文明）



こんなにやく版の郡通達。明治35年頃まで見られる（明治30年「上司往復書」山野村役場文書）。

平成十六年度に収集した古文書

其阿弥家文書（寄託）

其阿弥家は、中世以来の尾道町（現尾道市）刀鍛冶。時宗との関係が深く、時宗本山藤沢遊行寺の遊行上人が廻国する途次、尾道に立寄る時は、同家を訪ねるのが常であった。寄託文書はその時に与えられた「遊行上人御名号御歌」や、寄託者の父が保存していた軸物など一〇点。（請求番々二〇〇四〇二）

八谷萬一資料（寄贈）

八谷萬一（一八九五～一九八二）は、大正六年（一九一七）に広島県巡査となり、広島県西警察署長など県警察部内を歴任し、戦後も宇品引揚援護局総務部長などを勤めた。遺された資料は、警察部



八谷萬一資料

高等課勤務中の昭和五年（一九三〇）ごろに執筆した「広島県政史話」や、執務参考資料、辞令綴など二四四点。同書は一部を除き原稿のままに刊行されなかった。

（請求番号二〇〇四〇二）

稲生氏所蔵文書（寄贈）

解放後の明治七年（一八七四）、寺院の報恩講で被差別民と同座することへの反対意見があることを広島県へ訴えた歎願書など二点。

（請求番号二〇〇四〇三）

片山氏所蔵文書（寄託）

天文十一年（一五四二）の大内義隆下文一点と、襖下張り文書など近世文書三点、計四四点。中世文書は、『広島県史』古代中世資料編Ⅳの「横山林左衛門氏旧蔵文書」（東京大学史料編纂所の影写本）の原文書に当たる。

（請求番号二〇〇四〇四）

大山家文書（寄託）

大山家は、賀茂郡志和^{しわに}西村（現東広島市志和町）で明治から昭和十九年（一九四四）まで酒造業を営んだ。江戸時代の証文や明治・大正期の経営文書など一五四点。

（請求番号二〇〇四〇五）

渡辺氏収集文書（寄贈）

「御家寛政用文章」一点。同書は江戸時代に刊行された往来物の一つ。

（請求番号二〇〇四〇六）

長船友則氏収集資料（寄贈）

寄贈者は鉄道・電車資料の収集家。大正十一年（一九二二）～昭和二十五年（一九五〇）の広島瓦斯^{ガス}電軌（現広島電鉄）営業報告書（マイクロフィルム）二巻。

（請求番号二〇〇四〇七）

岩本氏収集文書（寄託）

「古刀銘尽大全」など江戸時代の板本二三点。寄託者の義祖父が収集したもの。

（請求番号二〇〇四〇八）

下田家文書（寄贈）

下田家は佐伯郡玖島^{くしま}村の村長などを勤めた。「於越後国大地震くとき聴」一点。

（請求番号二〇〇四〇九）

名越家文書（寄託）

家号は「前中間」「古家真」名越家などとともに、恵蘇郡森脇村（現庄原市比和町）で鉄穴流を営んだ。鉄穴経営帳簿や関係書類、明治の養蚕、牧畜関係資料など二二〇二点。

（請求番号二〇〇四一〇）

このほか、尼子家文書（寄託、一九八八〇九）二八六六（書翰や教科書）、山田家文書（寄贈、一九八八一〇）一点（系図）、上原村文書（寄贈、一九九〇〇八）一点（往来物）、竹島浅吉氏収集文書（寄贈、一九九五一〇）一五六六（四頁参照）、広島証券取引所文書（寄贈、一九九二一〇）一〇五五（業務報告書など）が追加寄贈・寄託された。

新たに利用できる複製資料

大儀正夫氏収集文書

同氏は佐伯郡能美町（現江田島市能美町）出身の郷土史家。佐伯郡高田村の木綿為替銀に関する文書など五五五点。

友近家文書

同家は江戸時代末から明治にかけて高宮郡大林村（現広島市安佐北区）の組頭・戸長などを勤めた。友近清三郎は、明治四十一年（一九〇八）、県内で初めて共同苗代反対運動を起こした人物として知られる。幕末から明治にかけての辞令や、大林村絵図など二七〇点。

能美町教育委員会蔵文書

佐伯郡中・高田・鹿川村（現江田島市能美町）の江戸時代の地話帳、山帳、差出帳と、鹿川村の文政二年（一八一九）「国郡志御用ニ付下しらへ書出し帖」など二七〇点。

細川家文書

同家は、高宮郡大林村（現広島市安佐北区）の最後の庄屋。江戸時代の証書類や、幕末期の年貢免状、郡役所の通達や上申書、明治の経営帳簿、住民に関する資料など七九点。

宮沖家文書

同家では、明治二十年ごろまでは沼田郡毛木村（現広島市安佐南区）の総代人であったほか、その後も同村の諸役を勤めた。宮沖寛は昭和四年（一九二九）から二十年まで安佐郡日浦^{ひのうら}村長を勤めている。断片的ではあるが村会その他の同村地域資料が残されている。その他水論裁判記録など一三二点。

原田家文書

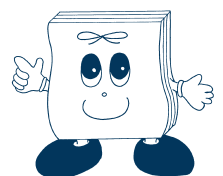
同家は、江戸時代には高宮郡飯室^{いむろ}村（現広島市安佐北区）長百姓、明治以降は地元の役場吏員であったと思われる。青年団、経済更正計画、議案などの飯室村の地域資料、頼母子講資料、移民資料など一三九点。

秋本家文書

被差別部落に伝来した由来書である「河原巻物」一点。

大崎町教育委員会蔵文書

豊田郡原田・大串村（現豊田郡大崎上島町）の入江新開築調の記録二点と、大崎中野村・原田村の文政二年（一八一九）「国郡志御編集下しらへ書出帳」二点。



収蔵文書展が閉幕

平成十六年度収蔵文書展が、平成十七年三月十四日から五月二十一日まで当館の展示室で開催されました。

この展示は、「広島藩の割庄屋文書」と題し、賀茂郡吉川村の竹内家文書を取り上げました。同家文書は、多量の村方文書を伝存していることで知られ、『広島県史 近世資料編』を編纂するにあたって大いに活用されています。中でも、江戸時代末期の賀茂郡割庄屋関係文書を多く伝えている点に特徴があり、広島藩領で割庄屋の役に就いた者の仕事の内容を詳しく窺うことができます。実際、割庄屋が作成したり受け取ったりした



た文書は膨大なもので、下達文書や上申文書を規則どおりに処理し、同役の者と役目上の書簡をやり取りするなど、割庄屋の日常的職務は今で言う「文書事務」によって成り立っていました。

展示にあたっては、できるだけ多くの文書を積み重ね、竹内家に伝来した割庄屋文書の量の多さを感じてもらえることを意図しました。展示に使用した文書は、冊子ものや袋物など、江戸時代の古文書の中でも比較的地味な外見のものが中心でしたが、来館者からは、「よくこれだけのものが残っていたものだ」「保存のよさに驚いた」等の感想が寄せられました。

また、展示に関連して三月十九日には講演会を行ない、当館の長沢洋主任研究員が講師を務めました。

収蔵文書の紹介展示「資料が語る被爆六〇年」

期間：平成17年7月1日(金)～8月31日(水)
場所：広島県立文書館展示室

原爆投下を報じたアメリカの新聞、被爆直後の広島県の報告書、原爆報道がタブーとなっていた占領下の原爆被害報道などのほか、被爆者や平和団体の運動、被爆者援護行政などに関わる資料を展示します。生の資料を見て新しい発見をしてください。

なお、ジョイント展示として、県立図書館で「被爆建造物を巡る六〇年」を8月28日(日)まで開催しています。



1945年8月6日にアメリカ・シカゴで発行された夕刊の一面（大下広所蔵資料）

広文協から

広文協（広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会）は次の活動を行いました。

■平成十六年度第二回研修会

期 日 平成十七年二月二十五日

場 所 広島県立文書館研修室

出席者 二十五名（十六機関）

テーマ 「市町村合併時の公文書廃棄を救うー岡山県久野町の実践からー」

講 師 村上 岳（瀬戸内市教育委員会）

岡山県では、平成十六年十一月に三町の合併により瀬戸内市ができましたが、旧町の行政文書を残す取組みがどのようになされたのか、本庁舎に決まった旧邑久野役場での実践について報告していただきました。

テーマ 「岡山県における「アーカイブズ」設立と行政文書保存の課題」

講 師 定兼 学（岡山県総務部総務学事課文書館整備推進班）

岡山県立記録資料館（九月開館予定）の設立に尽力された経験をもとに、岡山県内における市町村合併と行政文書保存の現状と課題について語っていただきました。

■平成十七年度総会

期 日 平成十七年五月三十一日

場 所 広島県情報プラザ第一研修室



平成17年度広文協総会

出席者 三十名（二十四機関）
議事 平成十六年度事業報告・決算報告、平成十七年度役員選任・事業計画予算等
協議 「合併前後の公文書保存——現状と課題——」
 県内八十六市町村が、平成十七年四月二十六日段階で十五市十三町となったのを受けて、昨年度に続き、合併後の公文書保存をテーマに開催しました。事務局からは、公文書保存の具体例として、熊本県本渡市の天草アーカイブズにおける選別実践を紹介しました。また、それに続き、各市町における公文書保存の実情について、参加者相互の情報交換を行いました。



収蔵文書の紹介「田中家文書」

平成十六年度の主なできごと

5月26日 文書調査員会議
 5月28日 収蔵文書の紹介「江戸時代の宗旨改めと人数調査」開催（～7月20日）
 5月31日 広文協総会
 6月12日 古文書解読入門講座開講
 7月17日 続古文書解読入門講座開講
 7月27日 県立図書館とのジョイント展示「江戸・明治時代の教科書と教育制度」開催（～9月25日）
 7月28日 行政文書搬入
 7月31日 文書館だより24号刊行
 8月25日 県立図書館との共同イベント「昔のこともタイムスリップ」開催（～8月27日）
 9月7日 安田女子大学古文書学実習
 9月29日 はつかいち美術ギャラリーで出張



文書館講演会「広島藩の割庄屋文書」

展「地方名望家のあゆみ——佐伯郡玖島村八田家の歴史と文書——」開催（～10月17日）
 10月5日 収蔵文書の紹介「田中家文書」開催（～3月5日）
 10月30日 広島市まちづくり市民交流プラザで街かど展示「江戸・明治のこともと教科書」開催（～11月13日）
 11月12日 広文協研修会（於広島市）
 11月26日 行政文書古文書保存管理講習会
 1月31日 文書館だより25号刊行
 2月5日 県立女子大学古文書実習
 2月25日 広文協研修会
 3月14日 収蔵文書展「広島藩の割庄屋文書——賀茂郡吉川村竹内家文書から——」開催
 3月19日 文書館講演会「広島藩の割庄屋文書——賀茂郡吉川村竹内家文書から——」開催
 3月31日 文書館紀要8号刊行

利用案内

■開館時間

*月～金曜日 9時～17時
 *土曜日 9時～12時

■休館日

*日曜日、国民の祝日及び休日
 *年末年始（12月28日～1月4日）

■交通

*JR広島駅からバス（ベイシティ経由元宇品行き）で「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車「紙屋町経由広島港行き」で広電本社前下車約五〇〇m、県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第二十六号
 平成十七（二〇〇五）年七月三十一日発行
 編集発行 広島県立文書館
 広島市中区千田町三丁目七―四七
 電話 〇八二―二四五―八四四四
 FAX 〇八二―二四五―四五四一
 印刷 レタープレス株式会社